

条約第 19 条（1）に基づく説明書

国際調査報告で提示された各文献と比較した場合の本件発明の特徴を明確にするために補正した。

請求項 1 の第 1 行から第 11 行の補正は、図 2－図 5、明細書の段落[0034]－[0038]、[0060]及び[0061]等の記載に基づくものである。請求項 1 の後段の“配送管理部”及び“管理制御部”についての補正は、図 5、及び明細書の段落[0052]－[0058]の記載に基づくものである。

請求項 2 は、削除した。

請求項 3 及び請求項 4 の補正は、明細書の段落[0058]に記載された事項に基づくものである。

請求項 5 の補正は、明細書の段落[0070]及び[0071]に記載された事項に基づくものである。

請求項 6 は、削除した。

請求項 7 の補正は、明細書の段落[0080]に記載された事項に基づくものである。

請求項 8 の補正は、請求項 1～7 の補正に合わせて従属項の番号を変更したものである。

請求項 9 の補正は、「前記ガス漏れガス漏れ検知器」という誤記を、「前記ガス漏れ検知器」に訂正するものである。

請求項 10 は、変更なし。

請求項 11 の補正は、図 8、図 9、明細書の段落[0055]、[0058]、及び[0064]－[0069]に記載された事項に基づくものである。また、「前記前記利用者設備」という誤記を、「前記利用者設備」に訂正するものである。

請求項 12 及び請求項 13 の補正は、明細書の段落[0058]に記載された事項に基づくものである。

請求項 14 は、変更なし

請求項 15 は、削除した。

請求項 16 は、変更なし。

請求項 17 の補正は、「前記受信したとき」という誤記を、「受信したとき」に訂正するものである。

請求項 18 は、変更なし。